

奥州市消防団活性化検討委員会

中間報告書

～奥州市消防団の適正な報酬・手当について～

令和4年12月14日

～ 目 次 ～

1	はじめに	・・・・・・・・ P 1
2	検討結果	・・・・・・・・ P 2
	(1)消防団員の年額報酬について	・・・・・・・・ P 2
	(2)消防団員の出動手当について	・・・・・・・・ P 3
3	今後の対応について	・・・・・・・・ P 4
4	委員会の開催状況	・・・・・・・・ P 4

[資料]

1	令和4年5年奥州市消防団活性化検討委員会委員名簿	・・ P 5
2	消防団員の報酬等の基準の策定等について	・・・・・・・・ P 6

(令和3年4月13日付け消防地第171号消防庁長官通知)

1 はじめに

市長から消防を取り巻くさまざまな問題について検討するため、委嘱を受けた消防団員により、「奥州市消防団活性化検討委員会」（資料1）を設置し、次の3項目について調査検討に着手することとした。

- ① 消防団員の処遇改善について
- ② 消防団組織について
- ③ その他消防団活動に関する事項について

その他、令和3年4月に消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「国の基準」という。資料2のとおり。）が策定され、各市町村に通知された。この通知は、年額報酬及び出動報酬の基準などが取りまとめられ、市町村に対して、消防団員の処遇改善について積極的な取り組みを行うよう助言されたものである。

これにより、消防団員の報酬・手当等に関する改善について、国の基準が示されていることから、方向性を示す必要があり、「① 消防団員の処遇改善について」のうち、「消防団員の年額報酬について」と「消防団員の出動手当について」を優先的に調査検討することとした。

当委員会は、8月の委嘱状交付式以降3回にわたる精力的な協議を重ね、一定の方向性が得られたことから、早急に消防団員の処遇改善に着手されることを望み、ここに中間報告を行うこととした。なお、最終報告に向けて協議を続けていくものである。

2 検討結果

(1) 消防団員の年額報酬について

本市消防団員の各階級における年額報酬の額は、次のとおりである。

単位（円）

階級	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員
年額報酬	176,800	121,600	99,000	80,000	80,000	41,000	36,000

※その他：機関員たる団員、ラッパ員たる団員 41,000 円

「国の基準」では、年額報酬の額は、「団員」階級の者については 36,500 円を標準とし、「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額を定めるよう示している。

当委員会の協議の中で、「団員」の報酬について出された主な意見は次のとおりであった。

- ・団員はお金が目的で活動しているわけではないこと
- ・報酬を増額することにより、加入促進に繋がる効果があること
- ・報酬を増額することにより、団員の士気向上に繋がる効果があること
- ・階級が異なるのに同額の報酬になっているので改善を望むこと
- ・報酬の増額より出動手当の増額を望むこと
- ・今のままでも少ないといった感じはしないこと

このような意見を踏まえ、「消防団員の年額報酬について」、当委員会の意見として、以下のように取りまとめた。

- 1 団員の報酬については、団員が誇りと責任を持って活動できるよう、現行の36,000円から、「国の基準」と同額の36,500円に改めることが望ましい。
- 2 「団員」より上位の階級の者の年額報酬については、「副分団長」と「部長」の報酬が80,000円で同額、「班長」、「機関員たる団員」及び「ラッパ員たる団員」の報酬が41,000円で同額となっているが、階級が上位になるほど、消防団の運営に携わるなど、職責も重大となることから、相応の階級差で報酬額を定めることが望ましい。

(2) 消防団員の出動手当について

本市消防団員の各種出動については、次のとおり費用弁償にあたる出動手当として、支給されている。

単位（円）

火 災	風水害	捜索	警戒	訓練	その他
3,000	3,000	3,000	1,500	1,500	1,500

「国の基準」では、費用弁償にあたる「出動手当」として位置づけられていたものを、団員の活動や労苦に応じた「報酬」とすること、また、出動報酬の額は、災害に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とし、災害以外の出動については、市町村において、出動の態様や業務の負荷、活動時間を勘案し、標準額と均衡のとれた額を定めるよう示している。

当委員会の協議の中で、出動手当について出された意見は次のとおりであった。

- ・増額により出動率の向上に繋がる効果があること
- ・費用弁償としての手当を活動時間や内容に応じた報酬へ変更すべき
- ・活動時間の取り扱いについては、改めて整理が必要であること
- ・災害と災害以外では活動時間が異なるので金額を変えるべき
- ・活動時間等の区分を細かく分けすぎると、報告する側と事務局側でも負担が増えるのではないか
 - ・交通費については、出動報酬に含まれていると考えられること
 - ・現在でも十分に支給されていること

このような意見を踏まえ、「消防団員の出動手当について」、当委員会の意見として、以下のように取りまとめた。

- 1 金額については、その活動時間や労苦に応じた報酬を支給すべきであることから、「国の基準」と同等額程度へ増額することが望ましい。なお、災害による出動の際は、活動時間に応じた金額を支給することが望ましい。
また、災害以外の金額については、業務の負荷を勘案し、災害の支給額の半額程度で増額することが望ましい。
- 2 支給区分について、現在は費用弁償として支給されているところであるが、手当では実費弁償的な意味合いが強いことから、実費相当分以外の活動や労苦に対する部分も含めた「出動報酬」として改めることが望ましい。
- 3 活動時間の区分など、支給に関する取り扱いについては、引き続き当委員会で検討していく必要がある。

3 今後の対応について

当委員会では、消防団員の処遇改善のうち、消防団員の年額報酬及び出動手当についてを先行して調査検討し、一定の方向性について結論を得た。市においては、早急に消防団員の報酬等の改善に向けた取り組みを進められるよう要望する。

また、人口の過疎化や少子高齢化社会の到来などの社会環境の変化により、消防団員の減少や団員の高齢化、施設の老朽化など、消防団を取り巻く環境は厳しいものとなっている。

このような課題に取り組むため、当委員会では引き続き、年額及び出動報酬以外の「消防団員の処遇改善について」、「消防団組織について」及び「消防団活動に関する事項について」の調査検討を重ね最終報告として一定の結論を得る考えである。

4 委員会の開催状況

令和4年8月17日 委嘱状交付式

- ・委嘱状の交付
- ・委員長及び副委員長の選出
- ・調査検討事項の確認

令和4年9月14日 第1回委員会

- ・協議（団員の処遇改善について）

令和4年10月19日 第2回委員会

- ・協議（団員の処遇改善について）

令和4年11月16日 第3回委員会

- ・協議（中間報告書の精査）

資料1

令和4年5年奥州市消防団活性化検討委員会 委員名簿

所属	役職	氏名	備考
第15分団第1部	班長	佐藤 卓	委員長
第1分団第1部	班長	千葉 佳代	副委員長
第5分団第2部	班長	菅原 直樹	
第8分団第3部	班長	佐藤 幸貴	
第11分団本部	班長	菅原 孝宏	
第19分団本部	班長	菅原 和哉	
本部付	部長	小野寺 真紀子	
第23分団第4部	班長	佐藤 好輝	
第29分団第2部	班長	下河邊 俊博	
第31分団第3部	班長	佐藤 稔	
第32分団第2部	班長	菅原 恵太	
第33分団第2部	班長	佐々木 康隆	

消防地第 171 号
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準の策定等について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で80万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年12月から本年3月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について議論を行ってきたところですが、今般、同検討会における中間報告が別添参考1のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条において「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別紙1のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別紙2の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の報酬等の見直しを検討すること。
- 2 本来団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日自消乙教発第七号）を別紙3のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたいこと。
- 5 出動報酬の創設に伴う課税関係については、国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準を次のように定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出動報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

・基準全体について

この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、従前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。

・第1について

報酬の種類については、報酬が勤務に対する反対給付であることに鑑み、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な性格を持つ年額報酬と、出勤に応じた成果給的な報酬としての出勤報酬の二種類を定めていること。

・第2について

年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、「団員」より上位の階級にある者や機能別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や職責等を勘案して均衡のとれた額を定めること。

・第3について

出勤報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額等（出勤に係る費用弁償の額を含む。）を定めている場合には、本通知の処遇の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。

また、災害以外の出勤については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒・訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。

短時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

ただし、大規模災害等で出勤が長期間にわたる場合には、出勤報酬の支給単位は出勤日数に関わらず「1回」とするのではなく、「1日」とすることが適当であること。さらに、この場合の出勤報酬の額は、標準額と均衡をとりつつも、市町村の判断で更に引き上げることでも差し支えないこと。

・第4について

消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。

・第5について

報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。

団（分団・部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。